

さのちくかっせいかけいかく
佐野地区活性化計画

静岡県・三島市

平成23年3月(平成23年12月変更)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 佐野地区活性化計画

都道府県名 静岡県

市町村名 三島市

地区名 佐野地区

計画期間

平成23年度～平成25年度

目標：

農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作されなくなってしまった農地に市民農園を開設することにより、都市住民との交流機会を創出し地域の活性化を図る。地域への都市部からの交流人口年間3,000人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：

三島市は、静岡県の東部、伊豆半島の玄関口に位置し、東は富士箱根伊豆国立公園に属し、神奈川県と接し、南は函南町、西は沼津市・清水町・長泉町、北は裾野市と境をなしている。市域は、東西11.107km、南北13.242km、総面積は62.13km²で、山間丘陵地帯が市域の約3分の2を占めている。

気候は、比較的温暖で、年間平均気温は15.6℃、年間降水量は1864.1mmとなっている。風速は年平均毎秒2m前後と比較的穏やかである。

地形は、東側の箱根山麓を頂点とする丘陵地帯と、南側の狩野川水系によって形成された平坦地に大別できる。丘陵地帯は森林地帯と畑地帯、平坦地は水田地帯となっている。

土壌は、箱根西麓の丘陵地帯は、箱根火山の火山灰土の土壌で野菜の栽培がされている。平坦地は、黄瀬川扇状地を中心とした沖積による肥沃な褐色低地土で、水田地帯をなしている。

佐野地区は、三島市の北部、箱根西麓の裾野に位置し、人口は、823人（平成22年9月末現在）、世帯数は260世帯で、古くから山麓山間の農地で米や露地野菜の生産が行われてきた。61戸の農家のうち専業農家は14戸で、農業後継者が少なく、高齢化や後継者不足から遊休農地化が進み、耕作放棄地が増えている。

現状と課題

当市では、地域の農産物を地域で消費する「地産地消運動」を積極的に推進し、旬の農産物の直売イベントや学校給食で地域野菜を活用し、学校教育の現場にて「食育」の推進を図っている。

佐野地区で生産されている山北印の甘藷は、昭和の初め、甘藷の全国一の消費地であった大阪や京都周辺の街で日本一の評価を得、当時日本の甘藷の相場は三島の「山北印」で決まるとまで言われたブランド甘藷であった。

しかし、現在は、高齢化や後継者不足により、農業従事者は減少の傾向を示し、兼業化による耕作面積の減少から耕作放棄地の増加が進み、地域活力の低下が課題となっている。

今後の展開方向等

今後は、佐野地区に市民農園、体験農園を整備することで、耕作放棄地の解消を図り、都市部からの市民農園利用者が農園作業に通ったり、体験農園を活用したイベントの開催などにより、交流人口を創出し地域活力の向上を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
三島市	佐野地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	三島市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

佐野地区(静岡県三島市)	区域面積	560ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積587haのうち農林地面積は560haで95%を占めている。また、全就業者数469人に対し、農林漁業従事者数は193人で41.2%と農林漁業が重要な区域であるとともに、それに伴う製造業が産業の中心を担っている区域である。		
②法第3条第2号関係： 当該地域の人口は、平成20年度から平成22年度までに3.7%減少しており、総農家数についても、高齢化や担い手不足などの要因により平成20年度64世帯から平成22年度61世帯と4.7%減少し、地域活力が低下していることから、当該地域の活性化を図るために定住等及び地域間交流を促進することは有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係： 計画区域は農業振興地域に指定されている区域であり、市街化区域も有さず市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別	
						氏名	住所		氏名	住所			
三島市佐野	1680-1	畑	畑	13,441	賃借権	遠藤 修弘	佐野335	—	—	—	イ・ロ	管理棟 給水施設 散水施設 駐車場 残渣置き場	
三島市佐野	1680-2	畑	畑	991	賃借権	千葉浩代	岩手県奥州市水沢区佐倉字東柳川町54-4	—	—	—			
三島市佐野	1650	畑	緑地帯	427	—	—	—	所有権	三島市	北田町4-47			
三島市佐野	1658-1	畑	緑地帯	999	—	—	—	所有権	三島市	北田町4-47			
三島市佐野	1658-2	畑	緑地帯	8.27	—	—	—	所有権	三島市	北田町4-47			
三島市佐野 見晴台1丁目	26-9	雑種地	雑種地	113.00	—	—	—	所有権	三島市	北田町4-47			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考		
建築物	管理棟	1棟	木造軸組	1棟	150m ²	720m ²	平成23年4月～平成24年3月	管理室、トイレ、倉庫、農機具収納庫、シャワー室
工作物	給水施設	203m	受水槽付給水ポンプユニット	203m			平成23年4月～平成24年3月	
工作物	散水施設	7箇所	雨水貯留タンク 塩ビ配水管、 止水栓、散水栓	311m			平成23年4月～平成24年3月	
工作物	フェンス	一式	アルミ製	471m			平成23年4月～平成24年3月	
工作物	駐車場	1箇所	アスファルト舗装	1箇所		1,114m ²	平成23年4月～平成24年3月	
工作物	残渣置き場	1箇所	コンクリート	100m ²		100m ²	平成23年4月～平成24年3月	
計					150m ²	1,934m ²		

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成24年8月

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たったの基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画は、市民農園の整備による都市部住民との交流の促進による地域活性化を図り、交流人口が増加することを目標としており、達成度合い等については、活性化計画最終年度の翌年度の平成25年9月末までに、計画主体である静岡県と三島市が契約件数や利用者記録簿等を基に、評価を行い、第三者の意見を聞いて検証を行う。